平成25年度第2回茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会(鮎川保育所)

議事要旨

- 1 日 時 平成 25 年 5 月 21 日 (火) 午後 6 時 ~ 7 時 30 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席者(順不同)
 - (1) 選考委員会委員

諏訪田委員、家田委員、小田委員、新野委員、吉村委員、松岡委員、 山本委員、赤土委員、楚和委員

(2) 事務局

佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課参事、松野保育幼稚園課長代理、佐々木保育幼稚園課管理係長、中村保育幼稚園課指導主事、村田保育幼稚園課指導主事、中山保育幼稚園課職員

- 4 案 件
 - (1) 移管先法人選考方法・基準について
 - (2) 移管先法人の応募状況について
- 5 発言要旨

委員長: 平成 25 年度茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会を 開催します。

早速ですが、本日の案件審議に入ります。

一点目は、「移管先法人選考方法・基準について」、二点目は、「移 管先法人の応募状況について」です。

どちらも、選考方法や基準に関連する案件です。応募の状況によっては、予備審査がなく、本審査となりますので、両案件を合わせて審議を 進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: ありがとうございます。

それでは、2件を一括審議とします。

まず、案件1の「移管先法人選考方法・基準について」ですが、 ご意見が1件、提出された旨、事前にお知らせいただいておりますので、 現在の移管先法人の応募状況と併せて、事務局からまとめてご説明・ご 報告願います。

事務局: それでは、まず、配付資料の確認をさせていただきます。

次第です。資料1として「移管先法人選考方法・基準における意見・ 提案一覧表」です。

それでは、資料1をご覧ください。

これは、A委員からいただいたご意見です。

第1回の選考委員会におきましては、これまでの民営化における選考委員会での課題を踏まえ、点数制を改め、茨木市立保育所民営化基本方針における「6 民営化の方法」に示すとおり、応募法人の保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況等を総合的に勘案して、各選考委員からより多くの評価が得られた法人を移管先候補法人として、本選考委員会において決定していただきたい旨をご説明させていただきました。

また、各委員の皆さまに、ご判断をいただくための補足的な資料といたしまして、「茨木市立保育所民営化移管先法人選考評価表(チェックシート)(参考資料)」でございますけれども、応募法人から提出いただきます「選考項目」ごとに、評価のポイントとなる「A(優) B(良) C(可)」の判定で評価していただき、最終的には、各委員の皆さまからご提出いただく、「茨木市立保育所民営化移管先法人選考評価表(案)」に基づき、選考委員会の総意として、移管先候補法人を決定していただきたいとご説明をさせていただきました。

この度、A委員からいただいたご意見・ご提案につきましては、票決ではなく、点数化する一つの例といたしまして、「優が2点、良が1点、不可が-2点」として、単純に合計点の高い法人に決定するという方法の方が、より明瞭になるのではという、ご意見・ご提案でございます。

また、その理由といたしましては、資料に「参考」として、まとめておりますが、課題であったような「評価点の大きな差」という極端な点数の差がつきにくいのではというご意見、また、全項目不可という採点が現実的にはあり得ないと考えられることや、点数化によって、良い法人を選択できる、さらには、選考の説明もしやすいことや、票決では、丁寧な審査という面で不安があるというご意見でございます。

事務局といたしましては、ご提案の「優 = + 2、良 = + 1、不可 = - 2」とした場合、1項目あたり最大で4点の差がつくことになり、意図

的な採点を前提としておりませんが、過去の課題等から、「評価点の大きな差」がつかないとは言い切れないため、票決方式に改めたいと考えております。

また、全ての選考項目ではございませんが、各委員の皆さまで、意見 交換をしていただく機会がございますので、公開・非公開の内容等に留 意しながら、移管先法人の選考にあたって、説明できる部分があると考 えています。

さらに、意見交換の機会を設けることで、選考にあたっての透明性の 確保を図ることができるのではないかと考えております。

委員からいただいたご意見・ご提案についての説明は、以上でございます。

続きまして、現段階における応募の状況について、ご報告いたします。 鮎川保育所における応募の状況でございますが、現在、高槻市に法人 本部を置き、保育園を運営されておられます「社会福祉法人 多邦会」 という法人のみが、応募の意向を示されているという状況でございます。 できる限り、複数の応募法人を確保するという募集要領に基づき、既 に、応募期間を1週間、延長しております。

また、昨日の月曜日に、北摂各市町に法人本部を置き、かつ、児童福祉施設を運営されておられる社会福祉法人に、再度、案内文を送付しているとともに、現在、案内文を送付した法人に対し、電話による応募の意向確認を行っているところでございます。

なお、平成25年5月12日(日)に、現地説明会を開催し、鮎川保育所については、3法人にご参加をいただいておりましたが、そのうち、1法人は、下穂積保育所も見学され、現在、下穂積保育所に応募されています。

また、他の2法人につきましては、法人のご事情により、応募を見合わせる旨の連絡をいただいております。

ただし、応募を見合わせるとの連絡をいただいた法人を含め、再度、 周知を図るとともに、応募の意向確認をしたいと考えておりまして、で きる限り、複数の応募法人の確保に努めてまいりたいと考えています。

なお、このような方策を講じましても、応募法人が1法人のみとなった場合は、その法人の合否を含め、本選考委員会において、選考していただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

説明及び報告につきましては、以上でございます。

よろしく、ご審議を賜りますよう、お願いいたします。

委員長: ありがとうございました。

選考基準に関する意見が1件、現時点での応募は、募集期間を延長しておりますが、1法人という状況です。

まず、基準案についてのご意見ですが、A委員から何か補足はありますか。

- A委員: このとおりなのですが、丁寧な審査というか、何故、これを提案したかというと、選考委員会が終わった後に、何故、この法人に決定したかということを知りたいと思ったとき、参考にできる資料というか、公開・非公開の部分はあると思うのですが、この場で、皆さんの意見を聞かせていただいただけでは、鮎川保育所の保護者の方に伝わりにくいかなというところがありまして、細かく点数化していただいたら、こういうところが評価されて、決まったことが見えるかなと思って、提案をさせていただきました。
- 委員長: 事務局としての考えは、説明いただいたように、かつて問題になった 得点の極端な開きを解消するため、また、選考委員会の中で議論を尽く すことによって、どういう点が重視されて一定の結論が得られたのか、 市民の方々にも分かるのではないかということだったかと思います。 他の委員の皆さまから、ただ今のご提案と事務局の対応案について、 何か、お考えはございますか。
- B委員: 今、提案されて、委員の皆さんで意見交換もあるということですが、 過去の課題から票決に改められというところを具体的に説明いただけ ますか。
- 事務局: 今、委員が9名いらっしゃいます。

仮に、法人の選考にあたって、A法人、B法人とも同じ社会福祉法人で、児童福祉施設を運営されているとします。

保育内容等の選考項目において、それぞれ評価はあると思いますが、 仮に、各委員9人中8人が10点の差ですと、80点の差がつきます。

この場合に、仮に、1人の委員が、A法人0点、B法人100点となりますと、100点の差がつきます。

そうなると、選考委員会としては、A法人が良いと判断されていた場合でも、点数による結果は、B法人が選考されることになります。必ず、そういう意図的に点数を付けられるという前提ではございませんが、そのような過去の課題といいますか、指摘もございましたので、選考委員会の総意として移管先法人を選考していただきたいという改善案を提示させていただきました。

委員長: ありがとうございます。

ご提案の趣旨は、最終的な票決結果だけでなく、審議のプロセスで、

A・Bいずれかの法人が選ばれたときに、どの点が高く評価されて、その法人が選ばれたのか、あるいは、どの点がマイナス評価だったのかと、そういうことが明らかになるという、趣旨だと思うのです。

最終的には、要点筆記の議事録の中で、例えば、大きな選考項目として5つありますが、保育の質をめぐってはA法人を高く評価する意見があったとか、そのあたりをもう少し詳しく要点筆記した、議事録の公開に配慮していただければ、明らかになると思います。

これまでの選考過程の中では、実際に、かなり得点差が開いた事実があったので、点数の差を付けるという仕組みにしたときには、どうしても、そういう意図的な判断を排除できないといいますか、そういうこともあり得る選び方になってしまいますので、そこを事務局としては、心配されておられると思うのです。

各委員に票決をしていただいて、そのプロセスについては、議事要旨 をご参考にしていただければ、ある程度、どんな議論が行われたかも分 かると、このような形であれば、ご意向に沿うのではと思うのですが、 他の委員は、いかがですか。

C委員: 委員長がおっしゃるとおりだと思います。

確かに、点数化すれば明確になると思うのですが、大切なことは、どういう議論をして、どういう判断に基づいて選んだかというところだと思います。

前回、意見交換というご提案がありましたけれど、その中で、しっかりと議論をして、言葉で表して、それを公開することが大事かなと、ここが良かったから選んだというところを明確にすることが大事と思いますので、点数よりもしっかりと議論をして、言葉に表す、表す言葉もしっかりと考えて、公開することがベストと思いますので、票決ということで良いと思います。

A委員: この議事要旨は、他の方に聞かれた部分は、答えても良いのですか。 聞かれたことを全て答えてもいいのか、もし良いのであれば、おっしゃ るとおりなのですが、その部分が。

C委員: 公開・非公開のところは、社会福祉法人の守らなければならない部分、 それは、当然、非公開ということになりますけれど、選考に関わっての 一番大事な部分になりますから、特に、明確化しなければならないとこ ろは公開・公表の対象になってきます。

委員長: 今、お手元に配布されている前回の委員会の概要ですが、そのものが ホームページ等で公表されますか。

事務局: 委員の皆さまに見ていただいてから、公表いたしますので、会議録に

載ったものについては、基本的に公開になります。

前回の会議録には、事務局が説明した募集要領のところについて、内容が分かるように、ほぼ全文記載をさせていただいています。ただ、選考基準のところについては、非公開ということで決定をしていただきましたので、その説明については、「事務局説明」と記載をしているだけの内容となっています。

D委員: 委員長とC委員は、意見交換ということをおっしゃっておられるのですが、具体的にどうするのでしょうかという疑問があります。

実際に、票決方式でやりましょうとおっしゃっておられる流れの中で、 具体的に、どういうふうに意見交換が成立するのかと手順の流れ的に、 意見交換のイメージがわかないので、補足をお願いします。

事務局: 前回の会議の中で、委員から意見交換というご意見が出たのですけれ ど、具体的には、39 項目の選考項目がございますので、その中で、各 委員が気になっておられるところが出てくると思います。

その項目のうち、例えば、A法人の保育内容について、こういうところが良かったので、A委員としては、評価が高い、でありますとか、全ての項目ごとに意見交換というのは、時間の関係もございますので、難しいと思いますが、大事にしたい部分でありますとか、各委員がご判断に悩まれた部分などについて、意見交換をしていただければと思います。具体的には、選考項目ごとにとなってくると思います。

- D委員: 票決だけであれば、結論だけですから、それでは、ちょっと意見交換の糸口がないのです。例えば、選考評価表(チェックシート)を判断のツールとして使用されると思うのですが、A法人のこの部分については、「A評価をしました」、「B評価をしました」、それであれば、意見交換の糸口が出てくるのかなと思うのですが、何を切り口に意見交換ができるのか、まだ、理解できないのです。
- E委員: 公立保育所と私立保育所では、全く保育体制が違うので、年間行事も全く違うのです。公立保育所の場合は、毎月、誕生日会をしてくれているとか、その月ごとに行事をしてくれているのですが、私立の場合は、誕生日会がないであるとか、保健の方であれば、眼科検診がないとか、耳鼻科検診がないとか、視察のときに明らかになってくるのですが、その視察を行ったときに、公立保育所であれば、やっていることが、私立保育所では、やっていないということが分かってくるので、それが、評価表(チェックシート)で表れてくると思うのです。そういう部分で意見交換ができると思うのです。

D委員: したがって、私が申しているのは、この評価表(チェックシート)は、

一つのツールですから、これを全部、配布するのですかということを質問しているのです。

そうしないと、意見交換の糸口が、何をどうされようとしているのか、 票決の判定表だけでは、意見交換の糸口がない訳ですよね。

事務局: あくまでも、評価表 (チェックシート)については、参考資料ですので、各委員がお持ちになって、委員の補助的な役割を果たす資料だと考えておりますので、各委員の皆さまにお配りをさせていただきますと、公開の対象にもなってきますので、そういう部分では、あくまでも参考資料と考えております。具体的な意見交換の場を設けることについては、この選考委員会で決定していただくことになりますが、例えば、第3回には、会計の審査があります。第4回、5回につきましては、視察をしていただいた後にヒアリングを実施していただきます。それぞれの終わりの時間に意見交換の場を設けていただくとか、参考資料に基づいて意見交換をしていただければと考えているのですが、いかがでしょうか。

委員長: ツールとしての評価表(チェックシート)を見ながら応募書類をチェックした結果があれば、各委員がこの法人については、この点を重視したとか、この点については低めの評価をしたとかが分かると思うのです。その資料を見ながらお尋ねがあったときに、例えば、保育の質のこの部分については、非常に優れたものだと思ったので、ここを高く評価しましたというように、道具として使ってはどうかという提案とお見受けしたのですが、それであれば、それは各委員のメモですから、回収しなければ公表の対象にならない訳ですので、考える時の補助的な道具としてお使いいただいてもいいのではないですか。

F委員: D委員がおっしゃったのは、それぞれが書いたもの9人分コピーをして、各委員に配る。そうでないと議論の糸口が見えないのではないかと、 そんなふうにおっしゃったように思うのです。

D委員: そのとおりです。

委員長がおっしゃっている、その趣旨は分かります。

意見交換が、具体的にどのプロセスの中で、どういうお互いの意見交換の糸口を、どう見つけるのですかというところのイメージがわかないのです。

委員長: それは、ご議論のうえ、決めていただくということでいいと思うのですが、初めからコピーして、全委員の判断の途中経過をお見せするということになると、途中経過とはいえ、うかつなことは書けなくなるので、自由な判断のツールにならない気がしますので、手元に置いておくだけで、お尋ねがあったときに、自分の判断は、こういうものですと口頭で

回答すると、各委員のやり取りですから、議事録に要約されるという形で明らかになります。

E委員: この参考資料に名前を書いて提出をして、それを9人分コピーして、 例えば、C評価が多ければ、なぜC評価にされたのかを聞きたいので、 その資料がなければ、誰がCを付けたのかが分からないのです。

委員長: 私は、そうは考えていなかったのですが、そういうやり方が望ましいということであれば、委員会の選考方法として、そういう方法をとるということも可能ではあると思いますけれども、そうなると、ちょっと書きにくくなると思うのです。

C委員: 私のイメージは、意見交換というのは、前回でも最終確認はさせてもらったのですが、自分自身がどう判断したのかというところ、それを皆さんが、表明する機会だと思っているのです。ですから、今の評価表(チェックシート)をお配りするのではなく、こういう考えでこの法人を選びましたと、票決した結果はあると思うのですが、皆さんが判断したところを最後に表明するだけと思っていたのです。

そこで、また、お伺いがあれば、お答えをするということで、評価表 (チェックシート)を配るというところまでは考えていなかったのです。 評価表 (チェックシート) は、各自、専門的な分野もありますから、 そこは任せていただいてもいいのかなと思ったのですが、評価表 (チェックシート)を配るというのであればどうかと思います。それは、この 委員会で決めていただければ良いと思います。

E委員: 評価表(チェックシート)を配っていただけると、それぞれの方の視点が全く違うと思うので、できれば評価表(チェックシート)を配っていただければと思います。

委員長: 前回、参考までに配っていただいているものがあります。 それにメモをしながら考えるものとして配るというのも良くはない ですか。それは趣旨に合わないですか。

事務局: 各委員の皆さまが評価をしていただく際の補足的な参考資料として出させていただいていますので、各委員がどのように書いていただいてもご自由だと思うのです。ただ、それを集約した形で皆さまにお配りするということになってしまいますと、この委員会で共有されたものになりますので、公開の対象になってくると思いますから、これはあくまでも補足的な資料で、票決という選考方法に改めさせていただきたいということで提案をさせていただいています。この資料は、各委員の皆さまが持っていただいた上で、意見交換をしていただくことによって、議事録に載りますので、ある程度、透明性の確保でありますとか、説明できる

のではないかと、事務局としては、考えているのですけれども。

委員長: 基準というのは、今、示されているのがあります。

基準の項目にどういうものがあるのか、一覧として、あの表は便利だと思います。評価表(チェックシート)を見ながら、自分の判断を形成していくためにお配りをして、回収をしなければ会議資料にはならないので、メモとして活用するというイメージだと思ったのですけれど、やはり、お配りした上で、コピーして、全員に配布すべきであるというのが、今のご意見です。

E委員: 最終的には、選考委員会が終われば、回収をしてもらって、シュレッタをかけてもらえば、記憶だけのものであって、表に出ることはないかなと思うので、この2時間の間だけ、配ってもらって、回収という形で。

委員長: そうなると、シュレッダにかけられないのではないですか、会議の中で共有された資料となりますので、情報公開の対象になるのではないですか。 だから、 ただのメモってことなのですよね。

事務局: 各委員が付けていただくのは、何を使っていただいてもいいのですけれども、集約した形で皆さまにお配りすることになり、その時点で会議資料になりますので、それが、法人の権利でありますとか、委員の名前でありますとかを隠した形で公表できるようになりますので、これは、あくまでも、各委員の皆さまのメモという形で、その中で気になるところについては、意見交換をしていただくことによって、各委員の皆さまが、そこにメモされているのか、Aと付けられているのか、何点と付けられているのか分からないですけれども、こういう思いで評価を付けていますという説明があれば、その部分については、先ほど、委員長からもありましたけれども、非公開の部分に配慮しながら、会議録にできるだけ載せさせていただきますので、各委員の皆さまの手持ちの資料として活用していただければと考えております。

委員長: いかがでしょうか。基準の項目自体は、前回の資料6に列挙されていますので、基準項目として過不足はないかどうか、ご意見はございませんでしたが、それについては、よろしいでしょうか。

あとは、基準を当てはめたときの評価の仕方になりますけれど、まず、 その点について、お伺いしたいと思います。

前回の資料 6、取扱注意の選考基準(案)というのがございまして、 チェックすべき項目が列挙されています。

これで、十分に判断できるかどうかという点については、ご意見がご ざいませんでしたが、よろしいでしょうか。

基準そのものは、各委員の意見が一致していると見て、決定させてい

ただいてよろしいでしょうか。

G委員: よろしいのではないですか。

E 委員: 最終的に、私は、A を選びました。理由は、何々ですという部分だけ

を聞くということで、これはみんなに配布となるのですか。

委員長: 基準の当てはめ方については、後にもう一度、お諮りいたしますが、

基準原案については、これでよろしいですね。

E 委員: そうですね。

委員長: ありがとうございます。

それでは、この基準 39 項目に基づいて、応募された資料、あるいは 現地視察の結果が、どう評価されるか、委員の皆さまに考えていただき ます。

その結果をどう表明するかですが、C委員からは、そこまでは必要ないのではないか、 ×の結果だけを回収し、その結果に疑問の点や説明を求めるべき点があれば、自由にご発言いただき、口頭でご自身のご判断の背景をご説明いただこう、というのが1つの運用です。

もう1つ、ご提案いただいたのは、評価表(チェックシート)を配った上で、それに沿って応募書類などを審査していただいて、A・Bにを付けるなり、点数を付けるなりしていただいた結果を、委員相互の間で共有して、各々の委員の判断の根拠を問う、というものです。

これが、今、ご提案いただいている方法だと思うのですが、その点については、他の委員も含めて、いかがでしょうか。

D委員: 趣旨は、皆で共有できていると思います。何を切り口に、どのタイミングで、どうするのかというのが、できますかと思っています。

例えば、評価表(チェックシート)を各委員が責任を持って付けるのですが、C委員がおっしゃったことでは、配付することまではいらないでしょうと。私は、それもありだと思うのです。

趣旨は分かるのですが、意見交換の糸口をどうつかんで、お互いに意見交換できるようなものを作れたら、一番いいと思います。

その点を、ある程度の方向性を出していただいた方がいいのかなと、 情報公開や議事録でどう載せるのかも考慮しながら、とは思います。

委員長: 事務局の腹案としては、表決の結果は、回収するのはどの用紙で、どこまでを最終的に公にするおつもりだったのでしょうか。

事務局: 仮に、複数の応募法人があった場合は、まずは、評価表で提出をしていただきます。最終、選考委員会として何対何という形になりますので、仮に、A法人が何票、B法人が何票、それ以外は1票、0票のため、A・Bが本審査に進みます。

本審査になれば、2法人しかありませんので、この中で、各委員がどちらの法人を評価されたのかをご提出していただきます。その、各委員からいただいたものを、何対何という形で、こちらの法人が、本選考委員会として、決定されましたという形になると考えています。

委員長: 最終的に集約されたものは、票の数ですよね。集めて、それをコピー して、A 委員はこうでしたというものは、この委員会の中で共有できる のですか。各々の委員が A・B・C どれを選んだかということは分かる のでしょうか。

> それとも、最終的にA法人何票、B法人何票でしたということまでな のでしょうか。

- 事務局: A委員、B委員がどういう形で票を入れられたという表は作れます。 昨年の、東幼稚園の選考の際には、各委員が各法人に何点入れました という公表をしておりますので、それは可能です。
- 委員長: それでは、その判断の結果は、共有されますので、それが議論のきっかけになるのではないでしょうか。仮に、A委員は、A法人を選考いただいておりますが、どういう理由からですかという、お尋ねなどができます。

さらに、それに加えて、判断基準ごとの評価表(チェックシート)も 提出して、各委員がどの項目を、どのように評価されたか、分かる方が 良いか、それとも最終的な判断のみを共有して、それを議論のきっかけ にするのか、ということになるかと思います。

- D委員: 私は、そのような組み立てがあるのでしたら、あえて評価表(チェックシート)までは求めず、あくまで意見交換ということで、結果を集約され、それをもって、私は、この法人を選択しましたということが分かれば、糸口はありますので、意見交換ができると思うのです。
- 委員長: 最終的な各委員の結論については、紙で提出して、それをまとめて共有する情報になり、それをご覧いただいた上で、追加説明を求める。 疑問の点がある場合には、どうしてその法人を選ばれたのか、という 質問を、委員の間で投げかけていただくというイメージかと思いますが、 いかかでしょうか。
- E委員: 評価表(チェックシート)の保育内容、保育の質の向上の部分、保育職員の部分はすごく大事にしているので、大きい5項目のそれぞれの点数を知りたいので、ただの「私はA法人を選びました」だけでは、それぞれが、どこの部分を重視して評価したのか分からないですし、何のために点数を付けたのかが分からないので、トータルではなく、項番1何点、項番2何点だからA法人にしました、というところまで出してもら

いたいのですが。

委員長: それは、評価表(チェックシート)を集約するということですか。

E 委員: そうです。

委員長: 今、そういう新しいご提案がありましたけれど、いかがでしょうか。

E委員: そうしないと、点数にした意味が全くなくなります。

委員長: 点数にするかは、まだ決まっておりませんが、点数にした場合の弊害については、今、ご説明いただいたので、事務局の案としては、点数とはせずに、最終的に「」、「×」の結論が公になるようにします。その途中経過で、どの項目が高く評価されたか、各々の委員にお尋ねになることは、委員会の会議の中ですから差し支えありません。

また、議事録でも公表されますので、そういう形で明らかになります けれども、それを紙で会議資料として共有するかどうかですね。

事務局: 前回の会議のときに、F委員からご質問があったと思いますが、この A・B・Cについては、あくまでも、例として記載させていただいてお り、仮に、Aを3点、Bを2点、Cを1点としていただいても結構です とご説明させていただきました。

そのときに、「 」、「 x 」でもいいのですか、というご意見があったと思います。それは、あくまでも補足的な資料(メモ)ですので、各委員がご自由に使ってくださいとお願いしております。

したがいまして、今、ご意見をいただきましたが、この項目が何点で すと出てこない場合も考えられます。

例えば、保育内容の保育課程については、A法人は、子どもに配慮したことが書かれていて、ここを重視しているので「」としました。

他の法人については、もちろん書かれているのですが、比較するとA 法人の方がよかったので、B法人を「×」としました、という評価も出 てくる可能性があります。

そのため、点数ではなく、意見交換の中で、その透明性を確保していただければと思い、ご説明させていただいたのですが、いかがでしょうか。

A委員: 票決が終わった後に、意見交換ができると、先ほどおっしゃったと思いますけれども、私としては、最終的に、プロの皆さんがどう判断されたかということを、すごく知りたいという部分がありまして、会計の部分などをしっかりと判断できるかは、正直申し上げて、自信がないところもあり、そのあたりをプロの皆さんがどう判断されているか、どういうところを見ていらっしゃるのかという点を、お聞きしたいというところがあります。

票決の前に、皆さんから過程の話をお聞かせいただく時間がいただけ るのかなというところが心配です。

委員長: 結論の背景について、より詳しく、他の方にも説明する場合に備えて、 各委員にご質問をされてもいいと思います。

また、選考していく過程の中、法人からヒアリングを行ったり、それを受けて委員会として議論を行ったりする、まさに、その場で、法人の方にもご質問いただけますし、他の委員の方に、どう判断すればいいのか、例えば、会計については、専門家の委員にご意見を求めるとか、そのようなやり取りは会議の中で、いつの時点でも誰からでも行っていただけると考えておりますので、票決が終わった後だけ、意見交換するという訳ではありません。

他の委員の方は、いかがでしょうか。今の論点を巡って、意見交換のきっかけということ、また、そのきっかけの作り方としては、最終的な票決後にするのか、それとも途中経過の評価表(チェックシート)まで使うのかという論点が出ております。

B委員: 視察及びヒアリングの後、各委員の質問や応答もあると思うのです。 その時に、各委員の選ぶ視点、保育の部分で、ここを大事にしていると か、職員の処遇を聞いているとか、色々と、ヒアリングを通じて、その 方の思いは分かると思います。

それを、先ほどおっしゃったように、こういう考えで選んだという部分、そういう場が決定する時にもあるということで、そういう思いも伝わると思いますし、その中でお互いに共有化されて、やっぱり、ここにしようかなということに繋がっていけばいいのかなと思います。

委員長: 意見交換は、疑問の点があった時に、いつでもご発言いただければよろしいのではないかと思います。それをさえぎることはしませんので、いつでもご自由にご発言いただきたいと思います。

資料の取り扱いとしましては、評価表(チェックシート)を各委員が 自由にメモとしてご利用していただきますので、それを公表するという ことになりますと、自由なメモを制約されるという可能性が出てきます が、他の委員はいかがでしょうか。

議事録として残る口頭発言によって、各委員の判断の根拠を問い、意 見交換をすればよろしいのではないかというようなご意見が大勢にあ るように思いますけれども、そういう理解で間違っておりませんでしょ うか。

G委員: これは、議事録に載せる範囲も、公開・非公開の対象ですよね。ここで、色々と意見の交換をしても、それが全部載る訳ではないと言う前提

ですよね。具体的に名前が出たらいけないとか、数字が出たらいけないとか、全然載せることができないので、その辺りの基準はどうなのでしょう。

事務局: 法人名は控えた方がいいと思います。各委員のご発言の中で、「この 法人の保育内容についてはこうです」というものは、「A法人について はこうです」という形で標記することは可能かと思います。

今、応募は1法人です。応募法人名は公開されます。仮に、1法人だけとなった場合に、保育内容はこうですとなった場合、どこの法人の内容かというのは分かってしまうことになりますので、そこは、配慮が必要になってくると考えております。

委員長: 議事録上も委員の個人名は出ませんよね。A委員、B委員ということで、どのようなご意見があったかということは分かりますが、議事録については、公表前に、各委員にご確認していただきますので、不適切だと思われるご発言があれば、修正の機会があります。ご自由にご発言をしていただいた上で、公表される議事録の内容については配慮できるのではないかと思います。

C委員: 意見交換したいというのは、やっぱり選考を明確にして共通認識した いという意向で、皆さんどう考えておられるのかということを全般に、 忌憚のない意見交換をしたいということだと思います。

この場での忌憚のないご意見についても、守らなければいけないものもあると思いますので、そこに配慮ができるのであれば、票決でいいと思います。

ただ、評価表(チェックシート)を各委員に配布するということになると、公開しないといけませんので、それが、各委員のメモとしての制約につながるのであれば、票決による意見交換でいいと思います。

明確にする部分は明確にする。会議録もチェックしながら、そういう 配慮ができるのであれば、ベストかなという考えです。

D委員: 我々の今の議論は、議事録に載せることが目的ではない訳ですから、 今、C委員がおっしゃられたフリートークで、休憩時間中の意見交換で あってもいい訳ですよね。

> 各委員が求めているのは、フリートークができて、どういう視点で、 ということが大事だと思っておりますので、必ずしも議事録の作成を目 指してということだけではなく、休憩時間を作っていただいてというこ ともありかなと思います。運用上、委員長もご配慮いただきながらお願 いできればと思います。

委員長: 基準の項目自体は、決定させていただきました。

具体的に作業をするにあたって、この基準については良い・悪い、A・B、それぞれの法人について判断する、という作業のためのメモ用紙として、最初に(案)として参考までに示していただいたような評価表(チェックシート)があっても便利かなとは思います。

便宜という点ではいかがでしょうか。この何頁もある基準の項目を1つ1つ追いながら判断するというよりも、作業としては、表があった方が考えやすいようにも思うのです。

また、意見交換の中で、配慮が必要と判断される場合は、休憩時間と するなどの運用にすれば、差し支えないでしょうか。

そのような運用を前提にすれば、考えるための資料として、選考基準の項目を一覧表にしたものを活用するということで、A・B・Cは削除しておけばいいのではないでしょうか。

その方が判断しやすいと思いますが、いかがでしょうか。

G委員: 前回も傍聴の関係で、ここから退席していただくとしていたので、基本的に、話が始まれば非公開になりますよね。そこで休憩動議で、ずっと休憩にするのは、議事がどうなるのかと思います。休憩動議で休憩中に話をして、議事録をとらないということは、あまり好ましくないと思います。

C委員: 配慮が必要であれば、休憩はしますけれど、いいとこ取りをしたらいいと思います。そこは、委員長の運用でしてもらったらいいと思います。 選考結果は、ある程度、明確にしなければいけませんので、そういう 部分は議事録に載せていかないと、何のために公開するのか分からなく なりますから、ちゃんと公明正大に選びましたというところは議事録に表さないといけないと思います。

最終的には、議事録の確認を行っていけばいいと思います。それが先 ほど言っていた配慮というところです。

委員長: できるだけご意向に配慮しつつ、かつ、議事が円滑に進むように、委員長の責任で進行させていただきますので、その点はご了解いただきたいと思います。

その上で、次回以降の応募法人の審査にあたっては、評価表(チェックシート)は、A・B・Cを抜いた形で、白紙のメモ用紙扱いで、配布をしていただき、かつ、回収はしない。あくまでもメモ用紙というやり方でどうでしょうか。それで、各委員、心配な点はございませんでしょうか。

A委員: メモ用紙として書くけれども、みんなの意見は分からないですよね。

委員長: 回収しませんので、分からないです。

この点について、各委員の意見を聞きたいというときには、手を挙げ て質問していただければと思います。

それが、議事録として公開されますので、法人の機微に渡るようなところであれば、休憩とするなり、会議録の確認の際に修正するなど、配慮するというようなことで、よろしいでしょうか。

各委員: (異議なし。)

委員長: それでは、案件(1)の選考方法・基準は、事務局ご提案のとおりとして、具体的な作業にあたっては、前回、例としてお示しいただいた評価表(チェックシート)は、A・B・Cを抜いて配布していただき、それにメモをしながら判断を形成していただくという作業手順で、進めさせていただきます。

基準を適用すべき応募法人の状況については、先ほどご説明がありましたように、現在のところ1法人で、なお、お声掛けをしていただいておりますが、競争的な関係ではなく、1法人そのものが適当であるのか、適当でないのかというご判断をいただく場合もあり得るということになります。

その点についてもご確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

E委員: 今、周知していただいていますが、6月になっても、どこも来なかったら、そこで終わりですか。

5月24日になって、どこも来なかったら、1法人だけですよね。

委員長: そういう事態になった時に、いくつか論点があろうと思います。

選考結果で、適当なところがないという結論で、委員会としては完結 してしまいますが、そうなると、条例上は、来年の4月に保育所自体が 廃止になりますので、その後、どうするかという問題が出てきます。

そのため、不適切であるという結論を出してもいいのか、そういった 点が懸念されますが、この点について、各委員の皆様方、現時点で何か ご意見はありますでしょうか。

実際の選考に入る前に、確認しておいた方がいいと思います。

事務局は、全力を挙げて募集に努めていただいていると思いますが、 その場合には、予備審査も本審査もなく、いきなり書類を審査する作業 に入って、適切な時点において、その法人が経営する施設を見ていただ き、現地でのヒアリング後、最終的に、今日決めていただいた基準に従 って、適否を判断するということになります。

何点以上は、選考の対象から外れるとか、そういう基準にはなってお りませんので、その法人を移管先とするのもやむを得ないとするのか、 それとも、その時点から追加募集をかけるのか、色々、扱いに問題が出 てこようかと思います。

E委員: 追加募集とかしてくれないですよね。

委員長: そこまでして、応募がなければ、なかなか応募はないと思います。

H委員: その点で、大学などでは、60 点以上でしたら、合格というのがありますから、1 法人をヒアリングの対象にしまして、60 点以上であれば、 そこを選ぶということにしてはどうでしょうか。

保育に困っておられる方が多いので、1法人であっても、決めてもよるしいと思います。

G委員: 逆の場合もあるということですよね。

H委員: そうですね、60 点以下の場合、60 点がいいのかということもありますが、却下することも必要だと思います。それはヒアリングの結果次第です。

委員長: 今回は、点数は付けないということですので。

H委員: はい、合・否ということで、皆さんの総意によって決めさせてもらったらと思います。

委員長: 1法人となった場合、否と付けることもある訳ですね。

事務局: 仮に、1法人となった場合は、合・否も含めて判定をしていただきた いという事務局案にしております。

委員長: 否であるという結論に、委員会がなるという場合も、あり得ていいのでしょうか。

事務局: 今、応募されている法人ですが、社会福祉法人でありますし、実際に 保育園を運営されておられます。

仮に、否ですということになれば、現在の保育園自体が否というご判断をされているという結果になりますので、そこが本当に否なのかという、ご議論はあるとは思いますが、社会福祉法人で保育園を運営されているということで、客観的に見ていただければと思います。

委員長: 分かりました。

万が一、ご懸念の点があれば、募集の結果 1 法人しかないので、やむを得ないですけれども、実際の移管までの期間に、こういう点については改善されることを望むというような付帯意見を付けて、市に答申するという扱いでよろしいでしょうか。

C委員: 否となった場合、当然、できない部分も色々あると思いますが、その部分で相手に改善要望を出して、改善するということであれば、最終的には、市の判断になりますが、受けてやらなければ、保育に支障が出ますので、そういう方向でいいと思います。

相手が、だめだということであれば、考えなければなりませんけれど、 色々、否の要因を全部出して、改善してくださいと、相手が改善すると いう判断であれば、受けていただいたらと思います。

委員長: 一応、1法人しか応募がなかった場合であっても、今日、決めていただいた選考方法・基準については、そのまま適応するということで、万が一、それで不適当な場合には、多少の条件を付けて、あとはそれを守っていただくように、市からご指導いただくと、それが委員会としての結論になりますが、こういう共通理解でよろしいでしょうか。

1法人だった場合に、特別な基準は設けないということになります。

各委員: 異議なし。

委員長: ありがとうございます。

それでは、本日の案件の、「選考方法・基準」並びに「応募状況」について、共通のイメージができたと思いますので、本日の予定されている議事については、終了ということになります。

最後に、「その他」として、事務局の方から何かありますでしょうか。

事務局: 本日は、それぞれのお立場から貴重なご意見、慎重なご審議を賜りま して、誠にありがとうございます。

> 今後のスケジュールでございますが、鮎川保育所につきましては、移 管先法人の募集期間を 24 日まで延長しております。

> そのことから、第3回目の開催につきましても、当初予定していた時期よりも少し遅くなるというふうに考えております。

また、第3回目につきましては、法人会計の審議も予定しておりますので、山本委員に分析をしていただくお時間もとらせていただきたいというふうに考えておりますので、事務局の案といたしましては、6月17日から21日までの間に開催をさせていただきたいと考えております。

時間、場所につきましては、この場所で午後6時からと考えておりますが、現時点で、各委員の皆さまのご都合で、どうしても難しいという日がございましたら、お伺いし、調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員: 【各委員のご都合を聞く】

事務局: それでは、19 日、20 日、21 日を外して日程調整をさせていただきた いと思います。

各委員: 【開催時間について確認】

委員長: 委員の皆さまは、6時よりも遅い方がむしろ都合がいいというお声も あるようですので、午後6時30分からでよろしいでしょうか。

各委員: はい。

委員長: それでは、次回、17日か18日ということになりますが、午後6時30 分から開催ということでお願いします。

事務局: また、募集期間を延長しておりますので、応募の状況によりましては、 日程の調整をさせていただくこともございますので、その際は、またご 連絡させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。 なお、本日、第1回目の会議録を置かせていただいておりますので、 皆さまにつきましては、お手数をおかけしますが、内容を一読いただき まして、修正等ございましたら、事務局までお電話、メール等で結構で すので、ご連絡をお願いしたいと思います。

事務局からは、以上です。

委員長: それでは、案件を全て終了いたしました。

これをもちまして、第2回保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会を閉会させていただきます。暑い中、長時間にわたって、ありがとうございました。ご苦労様でした。